

横須賀市障害関係施設協議会中堅職員部会 会則

(名 称)

第1条 この会は横須賀市障害関係施設協議会中堅職員部会（以下、「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、横須賀市関係施設協議会（以下、「協議会」）会則第3条4項に基づき、協議会に加盟している法人・施設（事業所）の職員連携と連帯及び繋がりを構築するとともに、職員の資質向上・権利擁護や人権意識の向上及び協議会の補佐をする役割を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協議会の各法人・施設（事業所）職員間の職員交流・連携と連帯の強化を目的とした取組み。
- (2) 本会の会員に対して、職員の資質向上・権利擁護や人権意識の向上を図るための研修・研究。
- (3) 本会の各法人・施設（事業所）職員が抱えている課題や事例の検討。
- (4) その他、協議会の行う企画への参加、本会の目的を達成するにあたり必要とされる事業。

(会 員)

第4条 本会は協議会参加法人内における職員の中から、下記の条件を満たした者によって構成する

- (1) 自法人もしくは自施設（事業所）の代表者又は管理者（施設長）から指名された者。
- (2) 指名される職員は福祉経験5年以上の職員を基本とするが、自法人・施設（事業所）に当該職員が居ない場合は上記（1）を満たしていればよいものとする。
- (3) 協議会に加盟している法人・施設（事業所）は、原則1名以上の職員を指名すること。欠員が生じた場合は、新たな会員を次の例会までに指名すること。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 事務局は、役員の中で年度の持ち回りとする。
- 4 総会から次の総会までをもって1期とする。
- 5 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。但し、会長の再任は2期までとする。
- 6 役員が任期途中で退任した場合、新役員は前役員の残任期間をもって任期とする。但し、会長に関する任期は前会長の任期を除いた形で、新たに再任は2期までとする。

(会 議)

第6条 本会の定例会議は、役員会、例会、総会とする。

- (1) 役員会は年3回開催。開催は概ね4カ月に1回とする。
- (2) 例会は年2回開催。
- (3) 総会は年1回開催。
- (4) その他、役員会で必要と認められた場合は、会長が招集し、定例会とは別に臨時会議を開催する。
- (5) 各会の議事録は、会員による持ち回りとする。

(運営費用)

第7条 本会に必要な運営費用は、事業計画に基づき協議会に予算を設定する。但し、個々の企画や事業内容によっては、会員及び各法人・施設（事業所）職員から参加費を徴収し運営経費とすることは妨げない。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会・例会及び臨時会議において決定する。

この会則は平成30年5月1日から施行する。